

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

出があった件	四九七
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	四九八
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	四九九
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	五〇〇
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	五〇〇
福島県警察本部	
○平成二十二年年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を実施する件	五〇〇
○落札者を決定した件	五〇〇
出があった件	四九九
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	四九九
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	四九九
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	四九九
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	四九九
福島県警察本部	
○平成二十二年年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を実施する件	四九九
○落札者を決定した件	四九九

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十一号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第四十八条第四項」を「第五十九条第四項」に改める。

別表第二福島県営梅ヶ丘団地の項中「八号棟」を「七号棟」に、「二十一号棟」を「八号棟、二十一号棟」に改める。

様式第二十一号中「第48条第1項」を「第59条第1項」に改め、同様式備考中「第48条」を「第59条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年九月一日から施行する。ただし、第二十八条及び様式第二十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第五百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、赤井地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年九月一日から

同 月二十一日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第五百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南相馬市鹿島区小池字新山一二八の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第五百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十二年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 東白川郡塙町大字上石井字権現山一八四、一九二、一九二の一、一九三、二二九九の一から二二九九の四まで、字井戸入一の一、一の一、一の一、一の一、一の一、一の一
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

公 告

公告第三百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
 平成二十二年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
 会津若松市湊土地改良区

就任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 川島 要 会津若松市湊町大字赤井字赤井一〇五番地

(農村計画課)

公告第三百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
 平成二十二年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
 中島村土地改良区

退任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 小室 康彦 西白河郡中島村大字滑津字代畑八四番地

(農村計画課)

公告第三百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十二年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
 白河市東土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 森 勝政 白河市東釜子字枇杷山三六番地

同 佐久間 壽 市東下野出島字蟹沢一九番地

同 坂本 収一郎 市東釜子字若栗四五番地

同 石井 春生 市東上野出島字蔭ノ原一番地

同 角田 伸一 市東千田字正札四番地

同 大竹 政仕兒 市東上野出島字中ノ作一六九番地

同 川合 市郎 市東栃本字宿畑一九番地

同 菊地 一雄 市東釜子字早稲田一四二番地

同 橋本 昭司 市東蕪内字水神平三九番地

同 小松 勇男 市東深仁井田字千代ノ岡七八番地

同 内山 東十郎 市東下野出島字下市場三二番地

同 鈴木 忠明 市東形見字下ノ内二番地

就任した役員

役別	氏名	住所
理事	穂積 勝	白河市東深仁井田字陣ヶ平一番地
同	佐久間 壽	市東下野出島字蟹沢一九番地
同	鈴木 忠明	市東形見字下ノ内二番地
同	緑川 俊之	市東釜子字前原二一四番地
同	上遠野 光	市東下野出島字鶴見山五番地一
同	市川 豊	市東釜子字本町一三番地
同	飛知和 金一	市東蕪内字駒橋六〇番地
同	鈴木 武春	市東上野出島字虚空蔵一番地
同	藤田 康次	市東千田字桜波一〇〇番地
監事	安澤 篤	市東釜子字枇杷山二九番地三
同	古森 博美	市東上野出島字反町七四番地
同	鈴木 一美	市東枌本字下本郷一一六番地

(農村計画課)

公告第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、猪苗代町から猪苗代都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第三百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、猪苗代町から猪苗代都市計画地区画整理事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、猪苗代町から猪苗代都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第55号

平成22年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を次のとおり実施します。

平成22年 8月31日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 試験を実施する職員及び採用予定人員

犯罪鑑識技術員（指紋） 1名程度

2 試験期日及び試験地

(1) 試験期日（第1次試験） 平成22年10月9日（土）

(2) 試験地 福島県警察学校（福島市蓬萊町一丁目1番1号）

3 申込受付期間

平成22年9月1日（水）から同月30日（木）まで（郵便による申込みは、同月30日（木）までの通信日付印のあるものに限って受け付けます。）

4 受付窓口及び問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部警務課

電話024-522-2151 内線2626

(警 務 課)

福島県警察本部公告第56号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通規制情報管理システム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定

役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年 8月31日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
交通規制情報管理システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成22年 8月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E C キヤピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額
89,478,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年 6月22日

(会 計 課)